

四日市市告示第497号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第51条の25第4項及び四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成24年四日市市規則第38号、以下「細則」という。）第19条第2項の規定による廃止の届出がされたので、法第51条の30第2項及び細則第20条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年 8月28日

四日市市長 森 智広

- 1 指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人 ピーす  
三重県鈴鹿市長太新町3丁目14番26号
- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地  
特定相談支援事業所ゆらら  
三重県四日市市西日野町4448番地
- 3 廃止年月日  
令和元年9月1日
- 4 事業の主たる対象者  
身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等
- 5 事業所番号  
2430201802

(健康福祉部 障害福祉課)